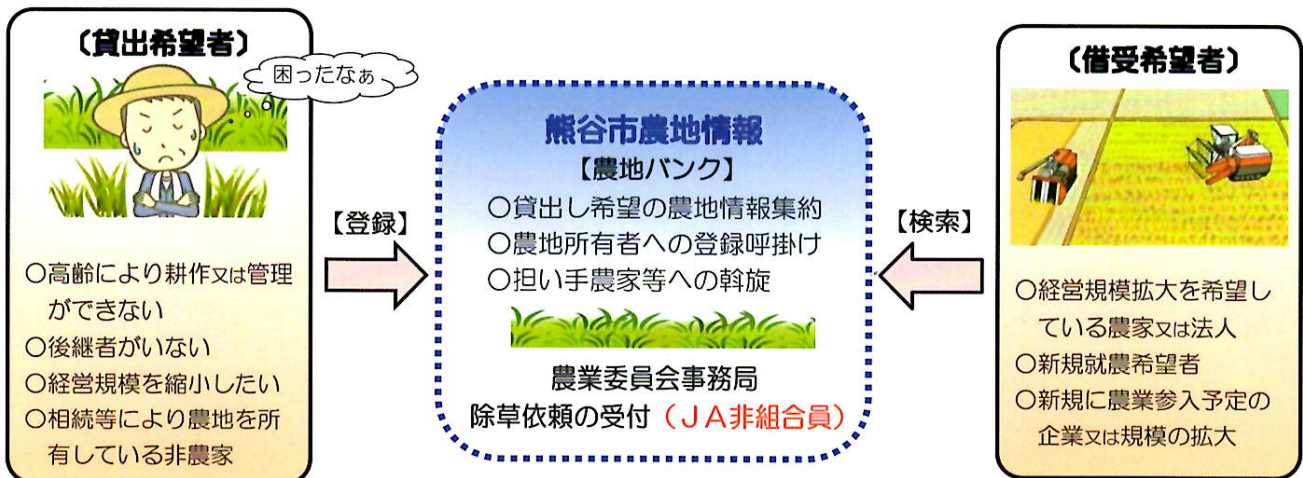


【除草対策事業】 荒廃した遊休農地等の有効活用を支援します！



【農地利用最適化推進事業】

〔除草単価表〕 ※市補助金は、下記除草等に掛る費用の40%を交付します。（100円未満切捨て）

10a 当り除草等単価 (10a 当り)	トラクター耕耘 (草高 30cm 程度まで)	トラクター装着式草刈機 (草高 150cm 程度まで)	乗用型草刈機(ハンドガイド式) (草高 150cm 以上)
ほ場整備済農地	6,500 円	11,000 円	20,000 円
未整備農地 又は狭小農地	7,500 円	13,000 円	25,000 円
肩掛式刈払機による除草 (1a 当り)	2,500 円 ※不整形な部分又は畦の除草等、大型機械での除草が不可能な場所		
投棄ゴミ等の 収集、処分費	※JAくまがやの現場確認による見積り		

〔市補助金の対象農地及び要件〕

- ・農地所有者が、所有する農地を貸し出すことに同意することが必要です。
〔熊谷市農地情報(農地バンク)に登録すること。〕
 - ・農業委員会が実施する農地利用状況調査による結果において、「**荒廃**」の判定を受けた農地又は、**解消にあたりトラクター装着型草刈機や乗用型草刈機の必要性が認められる農地**であること。
 - ・本事業の活用による**補助金の利用が初めて又は1年未満**であること。
(市補助金の交付は、1筆につき1年間を限度とします。)
- ※但し、当該事業により利用権設定があった農地については再度補助対象となります。

〔連絡先〕 熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎内） TEL：048-588-9985

【農地の除草耕耘等の受託】

（JAくまがやアグリサポート事業）

○除草依頼の受付（JA本店[生産指導課]、各営農経済センター、各支店）
（JA組合員）

- 現地確認、除草依頼者との調整等
- 除草、耕耘の受託及び農地管理受託
- 熊谷市農業委員会との連携
 - ・市補助金の活用及び運用

※農繁期については、除草作業が出来ないことがありますので予めご了承ください。



〔連絡先〕 JAくまがや 営農部 生産指導課 TEL：048-524-8721